第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 ７４ 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１０月２８日

第八管区海上保安本部長

丹野　博信（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　鳥取大学工学部

（２）住所　鳥取県鳥取市湖山町南４－１０１

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　鳥取港（別添付図参照）

（２）期間　許可日（令和８年１０月２８日）から令和９年３月３１日までのうち４日間

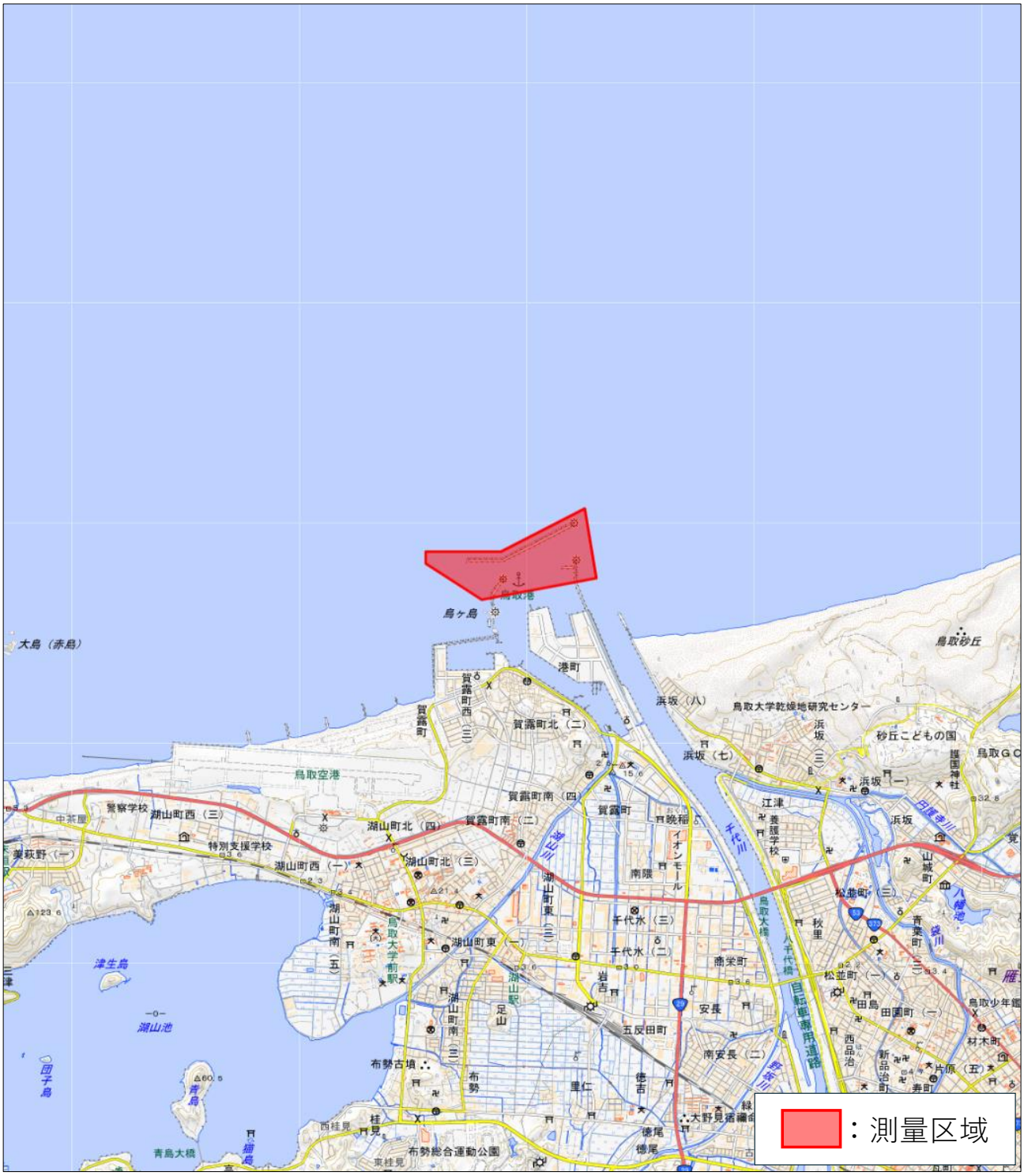
３　水路測量の実施方法

マルチビーム音響測深機による測深及びＧＮＳＳによる船位決定

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する

付　図


：測量区域
鳥ヶ島
大島（赤島）
鳥取砂丘
鳥取空港
湖山池
津生島
団子島
青島
青島大橋
布勢古墳
布勢総合運動公園
鳥取大学前駅
湖山駅
鳥取大橋
千代川
袋川
日置谷川
八幡地
自転車専用通路
イオンモール
鳥取大学乾燥地研究センター
砂丘こどもの国
警察学校
特別支援学校
中茶屋
巣萩野（一）
湖山町西（三）
湖山町西（一）
湖山町北（四）
湖山町北（三）
湖山町南（五）
湖山町東（一）
湖山町東（二）
湖山町南（三）
賀露町西（三）
賀露町
賀露町北（二）
賀露町南（四）
賀露町南（二）
港町
浜坂（八）
浜坂（七）
浜坂（一）
浜坂
江津
晩稲
南隈
千代水（三）
千代水（二）
岩吉
足山
布勢
重仁
徳吉
徳尾
南栄町
安長
南安長（二）
五反田町
松並町（三）
松並町（一）
秋里
青葉町
山城町
田島
田園町（一）
西品治
新品治町
片原（五）
材木町
鳥取少年鑑
護国神社
善護学校
鳥取ＧＣ
大野見
桂見
西桂見
東桂見
猫島
雁